

介護従事者確保総合推進事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、福祉・介護人材の安定的な確保と職場定着を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用して実施する介護従事者確保総合推進事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

事業の内容について、細事業ごとに、次のとおり定める。

(1) 介護のしごと魅力アップ推進事業

ア 目的

中・高校生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さや魅力などを伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来にわたって福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

下記ウの対象者が、(ア) から (ウ) を実施した場合に、負担した費用の一部を助成する。
なお、(ウ) は単独実施不可であり、(ア)、(イ) の両方またはいずれかを実施した場合に補助対象とする。

(ア) 学生及び地域住民を対象に、福祉・介護職場での体験や現役の介護職員等との意見交換

(イ) 学生及び地域住民を対象とした福祉・介護の魅力等の普及啓発に資するセミナー、講演会等の行事等の開催

(ウ) その他本事業の目的に合致すると認められる取組

ウ 対象者

(ア) 道内に設置されている養成施設

(イ) 市町村

(ウ) その他知事が適当と認める団体

(2) キャリアパス支援等研修事業

ア 目的

福祉・介護サービスに従事する者が、自らの職種に誇りと将来展望を持って働くことができるよう、キャリアパスを見据えた研修等の実施や、介護福祉士国家試験の受験資格要件となる「実務者研修」等の受講促進に資する事業を実施することにより、福祉・介護人材の資質向上や定着支援を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) キャリアパス支援研修事業

養成施設等が、次に掲げるキャリア形成を促進するための研修を実施した場合に、研修に要する費用について助成する。

a 研修内容

(a) 福祉・介護サービスに従事する者の資格取得や知識・技術力のレベルアップのための研修

(b) チームリーダーや初任者等の指導的立場としての視点や技術等を習得するための研修

(c) その他人材の定着支援に資する研修として知事が認める研修

b 対象者

(a) 道内に設置されている養成施設等

(b) 市町村

(c) 福祉・介護に係る事業者団体及び職能団体

(d) 5つ以上の福祉・介護サービスに係る施設・事業所（以下、「施設等」という。）で構成され、かつその過半数が次に掲げる要件のいずれかを満たす団体（以下、「ユニット」という。）であって、知事が認めるものとする。

- ① 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所
- ② 運営している施設等の種類及び数が単一である法人の施設等
ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設は対象とする。
- ③ 少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱な施設・事業所

(e) その他知事が適当と認める団体

c その他

(a) 事業実施の養成施設や団体、ユニットの代表施設等に対して、補助金を交付する。

(b) ユニット構成施設等は次の事項を満たす協定書を締結し、各構成員が記名押印の上、保有するものとする。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 構成員の住所及び氏名
- ④ 代表者の名称
- ⑤ 代表者の権限
- ⑥ 構成員の連帯責任
- ⑦ 協定書に定めのない事項

(c) 介護職員初任者研修などの、公的に制度化されている事業は対象としない。

(d) 施設等の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。

(イ) 実務者研修等支援事業

福祉・介護サービス事業者等が、現任職員に介護福祉士国家試験の受験資格要件となる「実務者研修」等を受講させる際に、代替職員を新たに雇用した場合、その雇用に要する人件費等の一部を助成する。

a 対象者

- (a) 福祉・介護サービス事業者
- (b) その他知事が適当と認める団体

b 対象研修

- (a) 介護福祉士実務者研修
- (b) 介護職員初任者研修
- (c) 喀痰吸引等研修
- (d) 認知症介護実践者研修
- (e) 認知症介護実践リーダー研修
- (f) 生活援助従事者研修

c その他

代替職員を直接雇用する場合の人の人件費のほか、労働者派遣事業者を利用した場合には、派遣契約に伴う派遣料も補助対象とする。

(3) 職場体験事業

ア 目的

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、実際の職場を体験する機会を提供することにより、就労への意欲喚起を図るとともに、就職希望者、事業者双方のミスマッチを解消するなど円滑な就労を支援し、新たな人材の参入促進を図ることを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を社会福祉法人北海道社会福祉協議会に委託する。

ウ 事業の内容

職場体験事業の周知や受入施設と体験希望者との連絡・調整、体験者に対する就労相談・斡旋等を行い、円滑な就労支援を行う。

エ 事業の対象者

福祉・介護の仕事に関心を有する者

オ 受入施設

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）に基づく施設及び事業所

カ 受入費用

職場を体験する機会を提供した施設、事業所に対して、受入れ費用として体験者1人1日当たり6,800円を助成する。

キ 留意事項

- (ア) 職場体験は体験参加者1人当たり10日以内とする。
- (イ) 職場体験参加への資格は不問とし、給与は無給とする。
- (ウ) 職場体験参加に係る交通費は、体験参加者の申請に基づき、実費分を支給する。

(4) 次世代の担い手育成推進事業

ア 目的

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に福祉教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、成長段階に合わせてフィールドワークや体験学習等のモデル授業を実施し、児童・生徒をはじめとした若年層の福祉・介護に関する理解を深めることを目的とする。

イ 事業の内容

園児・児童・生徒・教員等に対し、福祉及び介護に関する理解の促進を図る授業の実施。

ウ アドバイザーの派遣

(ア) 業務内容

アドバイザーは園児・児童・生徒、教員等を対象に、福祉及び介護に対する関心を高める授業の実施や、当該授業の展開方法等に係る指導、助言を行うものとする。

(イ) 費用負担

アドバイザーの派遣に要する費用は、北海道が負担する。

(ウ) 守秘義務

アドバイザーは、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

エ アドバイザーの委嘱

アドバイザーは、保健福祉部において、福祉に関する有識者等を若干名選考し、知事が委嘱する。

(5) 介護のしごと普及啓発事業

ア 目的

介護人材を安定的に確保するためには、少子化に伴い減少する若年層だけでなく、介護サービスを必要としない高齢者や、出産・子育て等離職している主婦層などの多様な人材の参入を促進する必要があることから、高齢者や主婦層等を対象に介護の理解を深めることを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者へ委託するものとする。

ウ 事業の内容

- (ア) 介護のイベントの開催
- (イ) 介護に係る普及啓発資料の作成
- (ウ) 介護の職場見学会等の実施
- (エ) 介護の魅力を発信する広報活動
- (オ) 介護人材確保総合情報サイト運営と新規コンテンツの制作

エ 事業の対象者

高齢者や主婦層等

(6) 介護従事者定着支援事業

ア 目的

介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政、事業者団体、教育等が連携・協働し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組を推進する。

イ 事業の内容

(ア) 協議会組織の設置

人材確保に関する課題等について情報共有を図るとともに、施策や事業等の連携・協働について協議を行う。

a 構成

福祉・労働・教育の各行政機関、事業者及び企業等

(イ) 労働環境改善支援事業

事業所の労働環境を改善するため、組織経営や人材マネジメントに精通した専門員を配置し、労務管理や職場環境改善に向けた相談支援、事業所の管理者等に対する研修会等を行う。

a 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を公益財団法人介護労働安定センターに委託する。

b 事業の対象者

介護事業所管理者及び介護従事者等

(7) 介護事業所内保育所運営支援事業

ア 目的

介護サービス施設・事業所に従事する職員のために保育所を運営する事業について助成し、介護従事者の離職防止及び再就業を促進する。

イ 事業の内容

道内の介護サービス施設・事業所内保育所に対し、運営費の一部を助成する。

ただし、都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」における給付等の両立支援事業及び公益財団法人 児童育成協会が実施する「企業主導型保育助成事業」との重複補助は認めない。

ウ 事業の対象者

設置主体が民間、公的施設及び市町村(一部事務組合を含む)で、以下に掲げる介護事業所内保育所の種別に該当し、原則12ヶ月運営し、かつ、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している、介護保険法に基づく介護サービス施設・事業所の設置者とする。

〈施設種別〉

区分	児童数	保育士等数	保育時間	保育料
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上	児童1人当たり 月額平均10,000円 以上
A型	4人以上			
B型	10人以上	4人以上	10時間以上	
B型特例	30人以上			

エ (補助対象者の義務)

補助対象者は、設備及び運営について児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を尊重するものとする。

(8) 介護未経験者に対する研修支援事業

ア 目的

「介護職員初任者研修等指定事業者」が実施する、「介護職員初任者研修等」の費用を支援することで、介護分野での就業希望者の資格取得に係る費用を軽減し、着実な雇用を図る。

イ 事業の内容

(ア) 介護技能習得支援事業

介護職員初任者研修等指定事業者が、介護分野での就業を希望し、福祉人材センター・福祉人材バンクに求職者登録している受講者及び介護サービス施設・事業所で就労する初任段階における介護職員の受講者に対して、介護職員初任者研修等の受講料を減免する際に、その減免分の費用の一部を助成する。

a 実施主体

介護職員初任者研修等指定事業者

b 補助対象者(対象者要件)

介護分野への就業を希望し、福祉人材センター・福祉人材バンクに求職者登録している者(介護職員として就業中の者は除く)及び介護サービス施設・事業所で就労する初任段階における介護職員(通算従事年数が概ね3年以内)

(イ) 障がい者介護技能習得支援事業

障がい者に対する介護職員初任者研修を開催し、障害者就業・生活支援センター等と連携することで、障がい者の資格取得から就労までの支援を一体的に行う。

a 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

b 事業の対象者

福祉施設等を利用する障がい者

(9) 潜在的介護職員等活用推進事業

ア 目的

人材派遣会社が介護分野での就業を希望する潜在的有資格者等を有期雇用契約労働者として雇用し、介護サービス事業所・施設等に紹介予定派遣し、実際の就業を通じて職場を見極める機会を提供することで、潜在的有資格者の再就業の促進を図る。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 対象となる事業所

介護保険法に基づく指定介護サービス事業者・施設

エ 事業の対象者

(1) 対象事業所において介護職員として就業を希望する者で求職活動中の者をいう。

ただし、公共職業安定所への求職申込みの有無は問わない。

(2) 介護に関する資格（介護福祉士、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修等）を有する者等

(10) 離職した介護福祉士等の再就業促進事業

ア 目的

福祉人材センターにおいて離職者の登録や登録に関する相談支援を行うとともに、最新の介護保険制度や再就業のための研修会、職場体験の開催案内などの情報発信などを行い、離職した介護福祉士等の再就業の促進を図る。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を社会福祉法人北海道社会福祉協議会に委託する。

ウ 事業の内容

- (ア) 届出システムの管理・運用
- (イ) 離職者登録に関する相談支援
- (ウ) 届出者に対する再就業に向けた各種情報発信
- (エ) 介護福祉士や介護事業所等への届出制度の周知・広報

エ 事業の対象者

離職した介護福祉士等その他厚生労働省令で定める資格を有する者

(11) 外国人介護人材受入研修事業

ア 目的

外国人介護人材の受入に係る制度（在留資格「介護」・「特定技能」、外国人技能実習制度及びEPA）等に関する研修を実施することで、外国人介護人材の受入に関する理解を促進することを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 事業の内容

外国人介護人材の受入に関する研修の企画・運営を行う事業

エ 事業の対象者

社会福祉法人等の役員や介護サービス施設・事業所の管理者等

(12) 介護助手普及促進事業

ア 目的

介護を必要としない就労意欲のある高齢者や主婦などの地域の人材を、介護現場における周辺業務を担う人材として確保・育成する事業について助成し、介護現場への就労促進を図るとともに、専門職が専門性を発揮し働くことができる環境の整備及び介護職員の職場定着を推進する。

イ 事業の内容

下記ウの対象者が、(ア) から (ウ) を実施した場合に、負担した費用の一部を助成する。なお、(ア) 及び (イ) は必須事業とする。

- (ア) 業務を担う人材の確保に向けた説明会及びジョブマッチングの実施
- (イ) 直接介助以外の補助業務を担う人材に対する OFFJT 研修の実施
- (ウ) 職場での業務に関する OJT 研修

ウ 事業の対象者

- (ア) 介護サービス事業所

- (イ) 介護サービス事業所で構成される団体及び市町村
- (ウ) その他知事が適当と認める団体

(13) 入門的研修実施事業

ア 目的

介護未経験者等が介護に関する基本的な知識を身に付けるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう、介護に関する入門的研修を実施することで、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入促進を図る。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 事業の内容

介護に関する入門的研修の企画・運営を行う事業

エ 事業の対象者

介護未経験者等

(14) 認証評価制度実施事業

ア 目的

介護事業所における職員の人材育成や就労環境等の改善につながる取組について、道が作成する評価基準に基づき評価を行い、水準を満たした介護事業所に対し認証を付与し「見える化」することで、働きやすい環境の整備、新規参入の促進、離職防止・定着促進を推進するため、認証評価制度の運用を行うことを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 事業の内容

介護事業者の認証評価制度に係る運用、運営委員会の設置及び運営、オンライン申請審査システムの構築等を行う事業

エ 事業の対象者

道内介護事業者

(15) 外国人留学生生活支援事業

ア 目的

道内の介護サービス事業所等が、道内の介護福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍する留学生に対して行う奨学金等の一部を助成することで、介護福祉士資格の取得を目指す留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護職員として雇用しようとする介護サービス事業所等の負担を軽減することを目的とする。

イ 事業の内容

道内の介護サービス事業所等が、道内の介護福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍する留学生に対して、学費等及び居住費などの生活費を奨学金等として貸し付ける場合に、その費用の一部を補助する。

ウ 補助対象者

道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、介護サービス事業所等が道内にある場合は対象とする）

エ 対象経費

- a 道内の介護福祉士養成施設に在学する留学生に対する奨学金等

- (a) 学費等（授業料、入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用）
- (b) 居住費などの生活費
- b 道内の介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍する留学生に対する奨学金等
 - (a) 学費
 - (b) 居住費などの生活費

3 その他

上記各事業の実施に関しては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年（2015 年）8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年（2017 年）4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019 年）8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。